

静岡市立こども園における医療的ケア児の受入れについて

静岡市では、令和3年4月から、静岡市立こども園（以下、「こども園」）で医療的ケア児を受入れています。実施方法は、こども園に看護師を必要な時間に合わせて派遣して医療的ケアを行います。

なお、看護師の確保状況により入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



1 対象となる子ども

教育・保育中に医療的ケアを必要とし、次の全てに該当する0～5歳の子どもが対象となります。なお、医療的ケア児の受入れ園は、看護師の派遣が可能なこども園となります。

- ・子ども及びその保護者が静岡市内に居住していること
- ・判定会（5-①）で集団保育が可能と判定されること

2 対象となる医療的ケア

ア 経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）

イ かくたん吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）

ウ 導尿

エ その他（こども園で受入れが可能なもの（こども園課にご相談ください。))

3 申込受付期間（期間中に次の4-④（希望するこども園での体験保育、面接）まで終了してください。）

令和5年10月2日（月）から令和5年10月6日（金）まで

4 申込みの流れ

①希望するこども園に連絡

入園を希望するこども園にご連絡ください。こども園にて書類お渡し日、体験保育及び面接の日程調整を行います。

②希望するこども園で書類のお渡し、説明（9/16（金）～）

必要書類をお渡しします。合わせて、医療的ケア児の受入れに関する説明、現状の確認をさせていただきます。

◎必要書類

・入園申込に関する書類

1号児・・・静岡市立こども園入園許可申請書、教育・保育給付認定申請書（1号用）、個人番号（マイナンバー）申告書

2・3号児…教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書、児童世帯状況調査票、個人番号（マイナンバー）申告書、「保育を必要とする事由」を証明する書類（お勤め先から証明を頂く場合があります。早目のご準備をお願いします。）

- ・ 医療的ケア事業利用申請書
- ・ 医療的ケアに関する主治医の意見書（受診料や文書料等は申込者でご負担いただきます。）
- ・ 家庭での生活記録「家庭での様子」
- ・ 保育児童票

③希望するこども園に申込み

④希望するこども園で体験保育、面接を実施

入園を希望するこども園で体験保育を実施します。実施日数はこども園とご相談ください。なお、体験保育中の医療的ケアは保護者の方に実施していただきます。

5 入園の決定について

① 集団保育の可否を判定

- ・ 10月17日（火）に入園面接及び判定会を行います。
- ・ 入園面接には、入園を希望される医療的ケア児と保護者の参加をお願いします。
- ・ 判定会で、主治医意見書、体験保育の結果等を参考にしながら、集団保育が可能であるか判定します。

②入園決定等について

集団保育が可能と判断されたお子さんについて、看護師が確保できた場合、次のように通知します。

○ 1号児の場合

定員を超過した場合を除き、入園決定の通知を郵送します。

○ 2・3号児の場合

市の各福祉事務所において、各園の受入れ可能人数を確認し、そのこども園を希望している人のうち「静岡市保育利用調整基準」に照らして指数（優先度）が高い人から入園候補者として内定します。その後、最終的に入園が決定した方には通知を郵送します。

6 決定の通知後の面談

「主治医意見書」及び「主治医指示書」（主治医が作成する書類で、看護師が実施する医療的ケアの具体的内容を指示する書類）をもとに、適切な医療的ケアが実施できるよう教育・保育を行う上での注意事項等の確認・協議のため、こども園で保護者との面談を実施します。

【お問合せ先】

静岡市役所 子ども未来局こども園課
静岡市清水区旭町6番8号
電話 054-354-2654